

# 審 査 基 準

平成 13 年 6 月 1 日作成

法 令 名:自転車の安全利用の促進及び自転車盗の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項: 第 12 条第 3 号
処 分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準:
標 準 処 理 期 間: 30 日以内で経由機関 15 日
申 請 先: 申請書は、その営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出して下さい。
問 い 合 わ せ 先: 富山県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室犯罪抑止対策係（電話 076-441-2211 内線 3413）
備 考: